

委員意見と答申案における取扱いについて（案）

1 事業計画

整理番号	意見の概要	答申案	答申案該当箇所
1-1	○通勤・通学時間帯と工事用車両の通行の時間がかぶらないよう配慮して工事計画を立てること。【折本委員】	※事業者から、工事用車両が通るルート ¹ の安全確保については、地元の方と一緒に検討する旨の説明があったため、答申案に盛り込まない。	—
1-2	○イチョウウキゴケの写真について、ウキクサと区別できるよう分かりやすく表現すること。【中坪会長】	評価書の作成に当たって、使用する用語、表現は、市民に誤解を生むようなものを避けるとともに分かりやすいものとし、できる限り丁寧な記載に努めること。	1(1)
1-3	○環境影響評価実施計画書段階では計画になかった車両基地について、車両洗浄線からの排水発生量の見積りや低減策は検討しているか。【香田委員】 【整理番号 4-1 及び 7-3 と関連】	実施計画書の手続後に追加した車両基地について、自動式車両洗浄施設など汚水が発生する施設を設置する計画がある場合は、施設の概要、汚水の発生量及び排出方法などを事業計画に記載すること。 なお、本事業と同一目的のために一連のものとして行われる土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築については、事業計画に記載したうえで、予測・評価等を行い、その結果を評価書に記載すること。	1(2)
1-4	○トンネル工事の土砂の仮置きについて、シート張りを行うとあるが、発生した土砂は速やかに区域外へ排出する予定なのか。仮置き場ができる場合は、トンネルの出口にできる計画か。【吉富委員】	地下式山岳トンネル部における工事において、石内東駅側及び己斐上駅側のそれぞれについて、坑口部に必要となる、コンクリートプラント、濁水処理設備、資材置場、ずり仮置場、工事用通路、重機置場などの設備等を設置するための施工ヤードの位置等を工事計画に記載すること。	1(3)
1-5	○市民意見の「住宅地に軌道構造物を建設した事業の事例」については広島市だけを想定していないと思う。可能であれば「他の市町村の事例を参考にする」等、より丁寧な回答を検討してはどうか。【和崎委員】 【参考資料 2 について(注)】	事業の詳細な施工計画を策定するに当たっては、住宅地に軌道構造物を建設した事業の実施事例において発生した問題等について、他自治体の事例も考慮しながら慎重に実施すること。	1(4)

2 環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の結果

○ 大気質

整理番号	意見の概要	答申案	答申案該当箇所
2-1	○大気質について、建設機械（排出源）と住宅が近接するため、建設機械からの排出ガスによる近隣の住宅や住民への影響が懸念される。【田中委員】	建設機械の稼働に伴う大気質への影響について、事業計画地の一部が住宅地に近接していることから、地域住民の生活環境に十分な配慮が求められる。気象条件や地形などの条件の違いにより予測結果と異なる状況が生じることがあるため、周辺環境の違いに応じた工事の調整や、住民からの苦情や相談に迅速かつ丁寧に対応できる体制の整備など、今後の工事計画の詳細検討において更なる軽減策を検討することとし、その旨を環境保全措置に追記すること。	2(1)

○ 騒音

整理番号	意見の概要	答申案	答申案該当箇所
3-1	○事業計画地では、道路幅が狭く離合箇所が多いため、アイドリング音の影響を加味する必要がある。また、地域住民は、工事用車両が多く通過する幹線道路の騒音よりも住宅街における道路の騒音を心配されると思うので配慮してほしい。【折本委員】	工事用車両（ダンプトラック、その他大型車等）の走行に伴う騒音の影響について、車両基地の区間における工事用車両発生台数は 47,079 台と計画されており、工事用車両が住宅街を通過する場合には沿道の住居等への影響が考えられるため、その影響を検討し、必要に応じて、予測・評価等を行うとし、その検討結果等を評価書に記載すること。	2(2)

○ 水質

整理番号	意見の概要	答申案	答申案該当箇所
4-1	○環境影響評価実施計画書段階では計画になかった車両基地について、車両洗浄線からの排水発生量の見積りや低減策は検討しているか。【香田委員】 【整理番号 1-3 及び 7-3 と関連】	車両基地の稼働に伴う水質への影響について、車両基地からの汚水を公共用水域へ排出する場合は、当該汚水による水質への影響を検討し、必要に応じて、予測・評価等を行うこととし、その検討結果等を評価書に記載すること。	2(3)ア

4-2	○トンネルが断層を横断している可能性があるが、水が大量に出た場合に公共用水域への影響をどのように考えているか。 【吉富委員】	地下式山岳トンネル部の掘削時に発生する濁水について、その水量や濃度は明確に記載されていないものの、公共用水域へ排水する場合には、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和46年広島県条例第69号）」に定める浮遊物質（SS）の許容限度（90mg/Lまたは200mg/L）程度に低減して排出する計画と認められる。しかし、排水先となる河川・水路における浮遊物質（SS）について、工事排水による水質の状況の変化は準備書に記載されていない。については、工事の実施に伴う排水を公共用水域へ排出する場合の影響について再度検討し、必要に応じて、予測・評価等を行うこととし、その検討結果等を評価書に記載すること。	2(3)イ
-----	---	--	-------

○ 生態系

整理番号	意見の概要	答申案	答申案該当箇所
5-1	○谷戸湿地と似たような環境は近隣に存在するのか。【斉藤委員】 ○谷戸湿地周辺の樹林を削ることで、光が入ってくる可能性があるが、その影響を考慮したほうが良いのではないか。【中坪会長】 ○重要種の生息環境の一部が消失するが、周辺にも重要種の生息環境は広く残るので、あまり影響はないとしているが、一部とはどれくらいなのか。【保坂委員】	工事の実施に伴う谷戸湿地における光環境の変化について、予測・評価した上で、光環境が著しく変化する場合には、追加の環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。	2(4)

○ 景観

整理番号	意見の概要	答申案	答申案該当箇所
6-1	○高架下の活用については検討しているのか。また、フォトモンタージュで示されている駅舎の部分は、壁が立っていて閉鎖的に見えるため、一部ガラス張りにする等の工夫が必要である。 【百武委員】	駅舎の詳細設計に当たっては、駅舎の印象が街並みに及ぼす影響を考慮し、できる限り圧迫感を低減させるよう、デザイン等を工夫すること。	2(5)ア
6-2	○五月が丘団地内の路線は特に住宅に近接しているため、フォトモンタージュを増やしたほうが良いのではないか。【上村委員】	軌道施設（嵩上式）と住宅が近接している事業区間については、景観（近景）の変化が特に大きいと想定されるため、必要に応じて調査地点を追加し、予測・評価等を行い、その結果を評価書に記載すること。	2(5)イ

○ 廃棄物

整理番号	意見の概要	答申案	答申案該当箇所
7-1	○建設発生土の処理・処分方法について、事業計画地での再利用や他の公共工事の現場への流用とあるが、どの程度できるかについて見積りはあるか。【香田委員】	※事業者から、再利用等の見積もりは仮置き等の具体的な工事計画が必要であるため現段階では想定できないが、全ての建設発生土を事業計画地外に搬出した場合の最大量でアセスを実施した旨の説明があったため、答申案に盛り込まない。	—
7-2	○供用時の駅舎等から排出される廃棄物について、発生量の見積りや低減策の検討はどの程度行っているか。【香田委員】	※事業者から、供用時の駅舎等から排出される廃棄物については、環境影響評価の項目として選定していないが、分別収集するなどリサイクルを促進することについて、準備書に環境配慮事項として記載している旨の説明があったため、答申案に盛り込まない。	—
7-3	○環境影響評価実施計画書段階では計画になかった車両基地について、車両洗浄線からの排水発生量の見積りや低減策は検討しているか。【香田委員】 【整理番号 1-3 及び 4-1 と関連】	車両基地から発生する排水について、発生量を低減するよう、節水型車両洗浄装置の導入等の環境配慮事項を検討し、その結果を評価書に記載すること。	2(6)

(注) 参考資料2及び3については、本審査会に先立ち、委員全員から意見を聴取している。